

- 水利施設管理強化事業実施要領（令和3年3月29日付け2農振第3535号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表（案）
（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>別紙2 支援金の算定方法</p> <p>(1) 省エネルギー化推進型の事業実施主体に対する支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。</p> <p>支援金の額=エネルギー料金の高騰分×0.7</p> <p>エネルギー料金の高騰分=当年度のエネルギー料金－<u>指標となるエネルギー料金</u>－従来補助金額</p> <p><u>指標となるエネルギー料金</u>=当年度のエネルギー料金÷高騰率</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 当年度のエネルギー料金とは、次の<u>アからウ</u>までの期間において省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費（灯油、軽油及びA重油）及び電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。</p> <p><u>ア 令和6年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあつては、令和6年4月</u></p> <p><u>イ 令和5年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあつては、令和5年4月から令和6年3月までの間</u></p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>別紙2 支援金の算定方法</p> <p>(1) 省エネルギー化推進型の事業実施主体に対する支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。</p> <p>支援金の額=エネルギー料金の高騰分×0.7</p> <p>エネルギー料金の高騰分=当年度のエネルギー料金－<u>前年度のエネルギー料金</u>－従来補助金額</p> <p><u>前年度のエネルギー料金</u>=当年度のエネルギー料金÷高騰率</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 当年度のエネルギー料金とは、次の<u>ア又はイ</u>の期間において省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費（灯油、軽油及びA重油）及び電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。</p> <p>(新設)</p> <p><u>ア 令和5年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあつては、令和5年4月から令和5年12月までの間</u></p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。